

おきなわＳＤＧｓプラットフォーム プロジェクトチーム運営要領

(プロジェクトチームの目的)

第1条 プロジェクトチームは、おきなわＳＤＧｓプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の会員（以下「会員」という。）が連携して、沖縄県内のＳＤＧｓ推進や地域課題の解決に寄与する具体的な取組を行うことを目的に設置する。

(プロジェクトチームの活動内容)

第2条 プロジェクトチームの活動内容は、次に掲げるものとする。なお、法令・公序良俗等に反するおそれがあるもの、政治活動や宗教活動等に関する取組は対象外とする。

- (1) S D G s 目標達成、地域課題の解決に資する具体的な活動
- (2) ステークホルダーの具体的な連携の創出
- (3) S D G s の普及及び理解促進に向けた参加型イベント等の取組
- (4) その他、新たな取組や連携の創出が期待できるもの

(プロジェクトチームの設置)

第3条 プラットフォーム事務局（以下「事務局」という。）は、会員の一部により組織されたプロジェクトチームを設置することができる。

- 2 プロジェクトチームの設置を希望する会員は、2名以上の連名により、所定の様式で設置を提案することができる。
- 3 事務局は、提案されたプロジェクトチームの活動内容を確認し、設置を承認する。また、会員に向けてプロジェクトチームへの参加の呼び掛けを行う。

(設置期間)

第4条 プロジェクトチームの設置期間は、原則として、設置日から1年間とする。

(活動場所)

第5条 プロジェクトチームの主たる活動場所は、沖縄県内とする。県外・国外の会員・その他ステークホルダーと連携した活動は妨げない。

(活動報告)

第6条 プロジェクトチームは、活動終了時に、活動報告を所定の様式により事務局に提出する。

- 2 事務局は、活動期間中において、プロジェクトチームに活動状況の照会をすることができる。

(プロジェクトリーダーの選任)

第7条 プロジェクトチーム内に、プロジェクトリーダー1名、プロジェクト副リーダー1名を置く。

- 2 プロジェクトリーダーは、設置を提案する者とする。
- 3 プロジェクトリーダーはプロジェクトチームを運営する。プロジェクト副リーダーはプロジェクトリーダーを補佐する。
- 4 プロジェクト活動において生じた紛争（知的財産権侵害に起因するものを含む。）について、沖縄県及び事務局は一切の責任を負わないものとし、当該紛争については訴訟内外を問わず当事者間で解決するものとする。

（プロジェクト参加者）

第8条 プロジェクト参加者は、原則、会員から組織する。ただし、プロジェクトリーダーが必要と認める場合は、事務局への登録申請をもって、プロジェクト参加者とすることができます。

- 2 プロジェクト参加者は反社会的勢力でなく、反社会的勢力との関わりがないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 3 プロジェクト参加者の募集にあたっては、設立時を含め会員に対して十分な告知を行うものとする。
- 4 プロジェクト設置後、プロジェクト参加者を隨時募集することができる。また、退会することもできる。

（事務局による支援）

第9条 事務局は、プロジェクトチームからの要望を受けた場合、必要性を考慮したうえで、プロジェクト活動に対する支援を行う。支援内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 提案内容の改善支援（助言・調整）
- (2) 参加者の募集や追加要望の調整（プラットフォーム内を主とした参加者募集、プロジェクトチームとの参加者増加に向けた協議等）
- (3) 情報発信機会の提供（ポータルサイトでの参加者募集記事の作成、プレスリリースへの助言等）
- (4) 活動にあたっての支障等の対応相談（許認可窓口の紹介、資金調達に関する情報提供等）
- (5) 活動報告、P D C Aの検討支援

（費用）

第10条 プロジェクトチーム活動に要する費用は自己負担とする。

（活動成果等の取扱い）

第11条 事務局は、情報発信等を目的とし、プロジェクトチームの活動成果の活用を求めることができる。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、プロジェクトチーム運営に関し必要な事項は、必要に応じてプロジェクトリーダーが別に定める。

2 前項により定めた内容については、プロジェクトリーダーは事務局に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

この要領は、令和6年8月22日に一部改定し施行する。